

地域活性化総合特別区域の第2次指定に伴う留保条件案について

地域活性化総合特別区域の名称	地方公共団体の名称	留保条件
競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区	山梨県南アルプス市	以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化の推進に当たって、第2次産業、第3次産業との連携をより具体的に示すこと。 ・推進の核となる「農業振興公社」について、組織体制、事業計画、民間資金の活用等の具体的方針を明確化すること。
みえライフイノベーション総合特区	三重県	以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の各地域拠点との連携及びこれらをいかに有機的に機能させるかという点について、具体化を図ること。
鳥取発次世代社会モデル創造特区	鳥取県	以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・3事業（「e-モビリティ交通サービス」「再生可能エネルギー」「健康づくりサービス」）の相互関係を明確化させ、「まちづくり」の目標に向けて有機的な関連を説明付けること。
先導的な地域医療の活性化（ライフイノベーション）総合特区	徳島県	以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域医療の再生」及び「糖尿病の克服」という二つの事業を連携させ、相乗効果を発揮するための方策について、大学病院と県立病院の連携を含め、具体化を図ること。 ・地域活性化へつなげるための地域医療網及び関連産業との連携等、経済的な波及に向けた戦略、推進体制の強化等の具体化を図ること。
中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区	香川県高松市	以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・「定期借地権を活用したまちづくり会社方式」の更なる進展のため、必要となる手段について、提案の税制要望以外の代替案の検討も行うこと。

地域活性化総合特別区域の名称	地方公共団体の名称	留保条件
椿による五島列島活性化特区	長崎県五島市、新上五島町、長崎県	以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。 ・継続性の観点から、特定の企業に限らず、自主販路の開拓等、販路や誘客の多面的な方向性を示すこと。